

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業振興部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所

(〒410-1118 裾野市佐野1068番地の2 TEL055-994-1274 FAX055-994-1279 E-mail shigaichi@city.susono.shizuoka.jp)

「第一回仮換地指定」について裾野駅西土地 画整理審議会の同意を得ました。

第19回裾野駅西土地画整理審議会を平成19年4月24日に市役所にて、審議委員全員出席のもと開催いたしました。「①効力発生の日等を施行者限りで定めることの同意」「②第一回仮換地指定についての同意」を審議会に求めました。

【①効力発生の日等を施行者限りで定めることの同意】

区画整理事業は地権者の皆様と交渉しながら進めていく事業であり、将来の事業の進み具合の把握が難しい事業であります。そのため、仮換地指定等の効力発生の日を決定するに当たり、そのつど審議会にお諮りしてから決定していくということは現実的ではありません。

そこで、事業の進み具合に合わせた形で効力発生の日を定めることができるよう、審議会に意見を求めました。

その結果、全員同意との審議会の答申を受けましたので、効力発生の日等につきましては施行者限りで定めさせていただきます。

【②第一回仮換地指定についての同意】

仮換地指定箇所、面積、減歩率等について審議会に意見を求めました。

その結果、原案通り全員同意との審議会の答申を受けました。



(岡田会長に諮問文を手渡す勝又新室長)

仮換地指定通知について

【移転等の時期】

仮換地指定通知には「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地の使用を停止する旨が記載されていますが、裾野市から具体的に移転の時期等の説明や移転通知照会があるまでは、従前の宅地の使用を継続していただく。

【受領拒否や居所不明の場合】

土地画整理法第133条第1項の規定により「書類の送付に代わる公告の手続き（以下「公示送達」）を行います。開封後に返送された場合は権利者がその内容を知り得たと解し公示送達は行いません。

「第一回仮換地指定の同意」に伴う今後の事業の流れ

仮換地指定通知の送付（5月下旬）

※第一回仮換地指定の対象地権者の方に対し、配達証明郵便にて送付いたします。

移転交渉

※仮換地指定通知後に、対象地権者の方へ説明に伺います。

造成等工事

※10月以降徐々に進めていく予定です。



【通知に不服があるときの手続き】
通知について不服があるときは、仮換地指定通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に審査請求することができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、仮換地指定通知を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から6ヶ月以内に裾野市を被告として取消訴訟を提起することができます。